

## 至誠館大学現代社会学部規則

(趣旨)

第1条 至誠館大学現代社会学部（以下「学部」という。）に関する事項は、至誠館大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(教育研究上の目的)

第2条 学部・学科は、現代社会の到達目標である、すべての人々がその人なりに生きがいを感じる生活ができ、自己実現をなすことができる状況を実現することを目指して、教育、研究、社会貢献することを目的とする。

第3条 削除

(教授会)

第4条 学則第6条第2項に基づき、現代社会学部教授会（以下「教授会」という。）を置く。

2 教授会に関する必要な事項は至誠館大学現代社会学部教授会規則の定めるところによる。

(入学者の選考)

第5条 入学者の選考は別に定める。

(授業科目及び単位数)

第6条 学部における授業科目は、基礎教育科目及び専門教育科目に区分し、各年次別に配当し編成する。

2 基礎教育科目及び専門教育科目に関する授業科目、単位数、履修方法は別に定める。

3 授業は、講義、演習及び実習とする。

4 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時に双方向の通信手段によって行うものとする。

5 授業の方法及び内容について1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

(単位の計算)

第7条 各授業科目の単位の計算は、学則23条の定めるところによる。

(修得単位数)

第8条 学生は、必修科目と選択科目の合計124単位以上を修得しなければならない。

2 (削除)

3 (削除)

(キャップ制)

第8条の2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が取得すべき単位数について、学生が1年間に履修科目として登録できる単

位数の上限を次のとおりと定める。ただし、教職課程に関する履修科目およびスクール（学校）ソーシャルワーク専門科目群、保育に関する科目、社会福祉関連科目には適応しないこととする。

第1年次 44単位（原則半期22単位）

第2年次 44単位（原則半期22単位）

第3年次 44単位（原則半期22単位）

第4年次 58単位（原則半期29単位）

（長期履修学生）

第9条 学生が学則第8条第2項に定める長期履修学生となることを希望する旨申し出たときは、許可することがある。

2 学部の長期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

（入学前の既修得単位等の認定）

第10条 教育上有益と認めるときは、大学等の授業科目を履修させることができる。

2 学則第27条から第29条の2までの規程により、学部において修得したものとみなし、または与えることのできる単位の認定は、教授会の定めるところによる。

3 前項の規定により認定された単位数は、60単位を超えない範囲で、卒業に必要な単位数に含めることができる。

（専門教育科目の単位計算）

第11条 各授業科目の単位の計算は、学則第23条第1項各号の定めるところによる。

ただし、専門教育科目の実験及び実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

（試験）

第12条 授業科目の試験は、学期末又は学年末に期日を定めて行う。ただし、学期の途中において、臨時に行うことがある。

（成績の評価）

第13条 授業科目の成績は、出席及び試験の成績等を考査して判定し、秀（100～90点）、優（89～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）及び不可（59点以下）をもって表し、可以上を合格として単位を与える。

2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

（3年次編入学者の教育課程及び単位の認定）

第14条 本学部の3年次に編入学を許可された者の教育課程は、第3年次の学生に適用されることとなる教育課程によるものとして、既修得単位の認定については、別に定める。

(外国人留学生の編入学)

第15条 外国において学校教育における14年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、本学部に編入学を希望するものがあるときは、教授会において選考の上、入学を許可する。

2 外国人留学生の編入学に関する事項については、別に定める。

(転学部又は転学科)

第16条 他の大学からの転学部又は転学科を志望する者があるときは、教授会で選考の上、入学を許可することがある。

2 転学部又は転学科に係る選考の方法、既修得単位の認定等必要な事項は、別に定める。

(卒業の要件)

第17条 卒業するためには、第6条及び第8条に定める授業科目を履修し124単位以上を修得しなければならない。

(卒業の認定)

第18条 卒業の認定は、教授会の意見を聴いて、学長が行う。

(実験実習に必要な費用)

第19条 実験実習に必要な費用はその一部を負担させることがある。

(改廃)

第20条 この規則の改廃については、理事会の議を経て行う。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条については、平成19年度入学者から適用し、平成18年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条については、平成21年度入学者から適用し、平成20年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第3条については、平成23年度入学者から適用し、平成22年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条及び第8条第1項については、平成24年度入学者から適用し、平成23年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、平成27年度以前の入学者については、従前の例によるものとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。